







定年前再任用短時間勤務職員以外の職員であつて、次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 前項第一号又は第二号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員前項第一号イ中「非常に優秀」の段階以上」とあり、並びに同号ロ及びハ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ハ中「良好」とあるのは「中位」と、同号ニ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。
- 前項第三号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第三号に掲げる職員であつた職員前項第三号イ及びロ中「上位の段階」とあるのは「優良」の段階以上」と、同号ロ中「中位」とあるのは「良好」と、同号ロ中「下位の段階」とあるのは「やや不十分」の段階以下」とする。
- 前項第三号に掲げる職員のうち、直近の業績評価の全体評語を付された時において、人事評価政令第六条第二項第三号に掲げる職員であつた職員前項第三号イ及びロ中「上位の段階」とあるのは「優良」の段階以上」と、同号ロ中「中位」とあるのは「良好」と、同号ハ中「良好」とあるのは「中位」と、同号ニ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

の数について基準となる割合は、人事院が定めることによる。

**第十三条の二** 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、各号に定める割合の範囲内において、各号の長が定めるものとする。ただし、各号の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十五・二五以上 (特定管理職員にあつては、百分の六十二・二五以上)

ロ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 (八の人事院の定める職員を除く) 百分の四十六・七五 (特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五)

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の四十四・七五以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下)

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の五十三・二五以上 (特定管理職員にあつては、百分の五十七・七五以上)

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の四十四・七五以下 (特定管理職員にあつては、百分の五十五以下)

五 (特定管理職員にあつては、百分の五十五以下)

一・七五以上)

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の四十二・七五以下 (特定管理職員にあつては、百分の四十九・七五以下)

五 定年前再任用短時間勤務職員であつて、直近の業績評価の全体評語を付された時において人

事評価政令第六条第一項第一号又は第二号に掲げる職員があつた職員に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同号ロ中「良好」とあるのは「中位」と、同号ハ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」とする。

**第十三条の三** 前項第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「からハまで及び第二号イからハまで (当該全体評語が「優良」の段階である職員にあつては、同項第一号イ及び第二号イを除く) 並びに同項第三号イ又はロ」とあるのは、「又はロ及び第二号イ又はロ」と読み替えるものとする。

**第十四条** 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第三の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とし、同欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日の前日とする。

(端数計算)

**第十五条** 給与法第十九条の四第二項の期末手当基礎額又は給与法第十九条の七第二項前段の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雜則)

**第十六条** この規則に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当に關し必要な事項は、人事院が定める。

(雜則)

**附 則** (昭和六〇年四月一日人事院規則)

1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。

2 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、公布の日から施行する。

3 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

4 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

5 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

6 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

7 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年九月一日から施行する。

8 (在職期間の算定に関する経過措置) この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

の公社の職員として在職した期間を改正後の人事院規則九一四〇 (以下「改正後の規則」といふ) 第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間に算入する。

3 日本専売公社又は日本電信電話公社の職員として在職していた者で、昭和六十年四月一日において引き続きそれぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員となり、それらの会社の職員として在職した後引き続き給与法の適用を受ける職員となつたもの同年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定については、同月一日以前、期末手当にあつては三箇月以内、勤勉手当にあつては六箇月以内の期間内においてそれらの公社及び会社の職員として在職した期間を改正後の規則第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間に算入する。ただし、それらの会社から当該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りでない。

4 前二項の規定に基づく在職期間の算定については、改正後の規則第五条第二項及び第十一条第二項の規定を準用する。

**附 則** (昭和六〇年一二月二一日人事院規則九一四〇一)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は、昭和六十一一年一月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正後の人事院規則九一四〇の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

**附 則** (昭和六〇年三月八日人事院規則一一一)

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

**附 則** (昭和六一年六月二十五日人事院規則九一四〇一四)

1 この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

**附 則** (昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一五)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和六一年一月一九日人事院規則九一四〇一四)

1 この規則は、公布の日から施行する。

（以下「共同研究等」という。）に係る業務に従事するため休職にされた研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項第一号の研究公務員（以下「研究公務員」という。）に係る改定後の規則第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間（以下「在職期間」という。）の算定について適用し、共同研究等に係る業務に従事するため休職にされ、昭和六十一年六月二日から施行日までの間に復職した研究公務員及び施行日の前日から引き続き共同研究等に係る業務に従事するため休職にされている研究公務員に係る在職期間の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年三月二〇日人事院規則一―三）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（人事院規則九一四〇の一部改正に伴う経過措置）

4 日本国鉄道の職員として在職した後、施行日までの間に引き続き給与法の適用を受ける職員となつた者（規則一―一二第七条の規定の適用を受ける者を除く。）の昭和六十二年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定期については、同月一日以前、期末手当に係る在職期間を第三条の規定による改正後の人事院規則九一四〇（以下「改正後の規則九一四〇」という。）第五条第一項及び第十一条八号）第一条に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は新幹線鉄道保有機構（以下「事業団等」という。）の職員となり、事業団等の職員として在職した後引き続き給与法の適用を受けた者の職員となつたもの（規則一―一二第七条の規定の適用を受ける者を除く。）の昭和六十二年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定期については、同月一日以前、期末手当に

手当にあつては三箇月以内、勤勉手当にあつては六箇月以内の期間内において日本国有鉄道及び事業団等の職員として在職した期間を改正後の規則九一四〇第五条第一項及び第十一条第一項の在職期間に算入する。ただし、事業団等から該期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給される場合は、この限りでない。

前二項の規定に基づく在職期間の算定については、改正後の規則九一四〇第五条第二項及び第十一条第二項の規定を準用する。

**附 則一** (昭和六年二月一九日人事院規則一四〇抄)

(施行期日) 1 この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

(人事院規則九一四〇の一部改正に伴う経過措置) 2 3 改正法による改正前の給与法（以下「旧法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定又は改正法附則第九項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日は、第二条の規定による改正後の人事院規則九一四〇第十一条第二項第四号に規定する指定週休日に含まれるものとする。

(経過措置) 4 5 この規則中第十一条第二項第四号の改正規定及び附則第二項の規定は昭和六十四年一月一日から、第十四条ただし書の改正規定は昭和六十四年二月一日から施行する。

(施行期日) 6 7 附 則 (昭和六年二月一五日人事院規則九一四〇抄)

(施行期日) 8 9 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一四〇の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則（平成二年一二月二六日人事院規則九一四〇一八）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一項第二項第四号の改正規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一四〇（調整手当）及び附則第五項の規定による改正後の人事院規則九一五八（筑波研究学園都市移転手当）の規定は、平成二年四月一日から適用する。  
(経過措置)

3 平成三年六月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定については、改正後の規則第十一項第二項第四号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一二日人事院規則九一四〇一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一二月二十四日人事院規則九一四〇一〇）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第二条及び第四条の二の改正規定、第四条の三の改正規定（「六級」の下に「又は七級」を加える部分を除く。）並びに第五条第一項、第七条、第八条第一項、第九条及び第十五条の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一四〇の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年一月一七日人事院規則一一八）  
(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。  
(人事院規則九一四〇)の一部改正に伴う経過措置)

2 平成四年六月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成六年七月二七日人事院規則一一一九）  
この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則（平成九年七月一日人事院規則九一四〇一一）抄  
(施行期日)  
（施行期日）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一日人事院規則九一四〇一二）  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、この規則の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

附 則（平成九年一月二十五日人事院規則九四〇一三）  
この規則は、公布的日から施行する。

附 則（平成九年二月一九日人事院規則九一四〇一四）  
この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日人事院規則九一四〇一五）  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一四〇の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一年一〇月二十五日人事院規則一一一六）抄  
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一年一月二十五日人事院規則九一四〇一六）  
この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二一日人事院規則一一二七）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年七月一四日人事院規則一一三〇）  
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年一月二二日人事院規則九一四〇一七）抄  
(施行期日)  
（施行期日）  
この規則は、平成六年九月一日から施行する。









三条第一項第一号イ中「非常に優秀」の段階以上」とあり、並びに同号ロ及びハ並びに同規則第十三条の二第一項第一号イ及びロ中「優良」の段階以上」とあるのは「上位の段階」と、同規則第十三条第一項第一号ハ及び第十三条の二第一項第一号ロ中「良好」と、同規則第十三条第一項第一号ニ及び第十三条の二第一項第一号ハ中「やや不十分」の段階以下」とあるのは「下位の段階」と読み替えて、これらの規定を適用し、同規則第十三条第二項及び第十三条の二第二項の規定は適用しない。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則  
一一七九）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一年）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。  
(改正後の人事院規則九一四〇における暫定再任用職員に関する経過措置)

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十八条の四第一項又は第八十九条の五第一項の規定により採用された職員をいう。  
(改正後の人事院規則九一四〇における暫定再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による)

八 旧法再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による

に第十三条の二第一項及び第二項の規定を適用する。  
**(雜則)**  
**第二十五条** 附則 第三條から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な経過措置は、人事院が定める。  
附 則 (令和四年六月一七日人事院規則)  
九一四〇一五七  
この規則は、令和四年十月一日から施行する。

1

この表の俸給表欄の俸給表（行政職俸給表）

備考	任期付研究員 法第六条第二項の俸給表	四号俸及び三号俸を受ける職員	二号俸及び一号俸を受ける職員	百分の十五
	すべての職員	百分の十	百分の五	百分の五
				定により決定された俸給月額を受ける職員

法第六条第一項の俸給表及び任期付研究員法第六条第二項の俸給表を除く。)に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の一級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事院が特に必要と認めるものについては、加算割合が百分の五と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

俸給表の適用を異にして異動した職員(異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。)で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して人事院が特に必要と認める職員については、当該異動後の加算割合に百分の五を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

第二（第十條關係）

基準日	別表第三（第十四条関係）	支給日
六月一日		六月三十日
十二月一日		十二月十日